

第3回制度審議部会のまとめ

審議項目

「特定個人情報の保護のための措置（開示・訂正・利用停止請求）について」

1 特定個人情報の保護のための措置

資料1・2・3

(1)任意代理人による請求について

特定個人情報については任意代理人による開示、訂正、利用停止請求を認めるという番号法の趣旨をふまえ、本市においても同様に扱うことが妥当である。

個人番号を含まない個人情報の任意代理請求については、現行の条例では弁護士にのみ任意代理を認めている。今後、職務上請求が認められ、守秘義務のある八士業全体に任意代理を認める範囲を広げることについては、特定個人情報に係る開示請求等を含め、なりすまし請求も懸念され、本人確認の手続き方法の検討が必要であると考えられるため、他市の方法等を調査することとし、次回の部会で検討を行う。

(2)特定個人情報に係る利用停止請求について

特定個人情報にかかる利用停止請求については、本市条例においても番号法 29 条による読替え規定に基づく利用停止請求事由の追加を認め、特定個人情報のうち情報提供等記録については利用停止請求を認めないとするのが妥当である。

(3)開示手数料の減免について

本市条例において、開示手数料は無料としており、手数料以外の写し等に要する費用についての減額免除は行わず、現行規定を維持することが妥当である。

(4)他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外について

マイ・ポータルの利用と本市の条例に基づく開示請求双方が可能となるよう番号法の趣旨をふまえ、調整規定を盛り込むことが妥当である。

(5)情報提供等記録の開示・訂正時の移送を行わないことについて

番号法の趣旨に則り、情報提供等記録の開示・訂正時の移送は行わない旨の規定を新たに設けることが妥当である。

(6)情報提供等記録の訂正の通知先について

情報提供等記録の訂正の通知先としては、番号法の趣旨をふまえ、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知することが妥当である。それに加えて、本市条例では、訂正請求が認められた場合、訂正請求人に対してのみ通知するようになっているため、それ以外の提供先に対しても通知をする旨の規定を新たに設けることが妥当である。